ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法		
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 ＡのＢに対する割合が1.00を超える市町村 Ａ×0.01 ＡのＢに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 Ａ×0.0025 算式の符号 Ａ　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 Ｂ　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額		
二　離島航路等の維持に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　離島航路等の維持のために市町村が当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に〇・八を乗じて得た額		
三　重要文化財等の保存等に要する経費があること。	次の第一号から第四号までの規定によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額に、第五号の規定によつて算定した額を加えた額とする。 一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額		
	区分		額
	一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録	重要文化財のうち建造物であるもの	五六〇、〇〇〇円
		重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
		登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
		重要伝統的建造物群保存地区	七、七二〇、〇〇〇円
		重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三〇〇、〇〇〇円

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法		
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 ＡのＢに対する割合が1.00を超える市町村 Ａ×0.01 ＡのＢに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 Ａ×0.0025 算式の符号 Ａ　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 Ｂ　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額		
二　離島航路等の維持に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　離島航路等の維持のために市町村が当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に〇・八を乗じて得た額		
三　重要文化財等の保存等に要する経費があること。	次の第一号から第四号までの規定によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額に、第五号の規定によつて算定した額を加えた額とする。 一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額		
	区分		額
	一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録	重要文化財のうち建造物であるもの	五六〇、〇〇〇円
		重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
		登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
		重要伝統的建造物群保存地区	七、七二〇、〇〇〇円
		重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三〇〇、〇〇〇円